

神戸市営住宅家賃の減免事務取扱要領

制 定	平成 24 年 3 月 21 日
一部改正	平成 25 年 1 月 31 日
一部改正	平成 26 年 2 月 20 日
一部改正	平成 27 年 1 月 27 日
一部改正	平成 28 年 2 月 12 日
一部改正	平成 29 年 2 月 13 日
一部改正	平成 30 年 2 月 5 日

(目的)

- 第 1 条 この要領は、神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月条例第 12 号。以下「条例」という。）第 26 条並びに神戸市営住宅条例施行規則（昭和 35 年 4 月規則第 9 号。以下「規則」という。）第 27 条及び第 28 条の規定により、市営住宅の家賃を減額し、または減免する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の基本方針)

- 第 2 条 この要領は、家賃の全額を負担することが困難な入居者について、公平性に配慮しつつ、福祉的配慮をもって対応することを旨として、解釈しなければならない。
2. 家賃の減免を適用する住宅の種別は、条例第 2 条の規定による公営住宅、改良住宅及び都市再生住宅並びにそれらの附帯施設とする。

(定義)

- 第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 減額 公営住宅法施行令（昭和 26 年法律第 193 号。以下「令」という。）第 2 条第 2 項に規定する家賃算定基礎額に係る収入の区分（以下「家賃階層」という。）が、当該年度家賃決定後、より低い家賃階層へ移行する場合に、家賃階層を変更することをいう。
 - (2) 減免 最も低い家賃階層（以下「1 階層」という。）に該当する者に対して家賃を減ずることをいう。ただし、規則（附則）に定める経過措置により家賃を減ずる場合（以下「経過減免」という。）を除く。
 - (3) 再認定 家賃決定以後、決定家賃年度の前年中の収入により、決定された家賃を減額することをいう。
 - (4) 近傍解除 条例第 25 条または第 25 条の 2 の規定により、近傍同種の住宅の家賃または限度額家賃になった者に対して、家賃決定以後に収入申告があった場合または収入申告の不備が解消された場合に、決定家賃年度の前々年中の収入にもとづいて当該年度の家賃を確定することをいう。

- (5) 低所得者減額 収入が著しく低額となったことにより、規則第 28 条第 1 項の規定にもとづいて家賃を減額することをいう。
- (6) 職権減額 同居者異動または名義変更（以下「名義変更等」という。）により、より低い家賃階層に該当することになった場合、申請によらずに家賃を減額することをいう。
- (7) 低所得者減免 規則第 28 条第 2 項の規定にもとづいて家賃を減ずることをいう。
- (8) 生保減免 規則第 28 条第 5 項の規定にもとづいて家賃を減ずることをいう。
- (9) 生保ゼロ免 規則第 28 条第 6 項の規定にもとづいて家賃を免除することをいう。
- (10) 兼減免 収入申告の提出と同時に低所得者減免申請を受け付け、家賃決定と同時に低所得者減免を行うことをいう。
- (11) 規則第 28 条第 2 項の「年収」 条例第 2 条 9 号の「収入」に限らず、入居者及び同居者の継続性のある収入で、過去 1 年間の給料、恩給、遺族年金、障害年金その他の年金、児童扶養手当、雇用保険、傷病手当、アルバイト、パートタイマー、内職等の賃金及び仕送り等の総収入とする。ただし、非課税通勤手当及び奨学金（大学院の教官等の労働の対価として支払われているものを除く。）についてはこの限りでない。
- (12) 規則第 28 条第 2 項の「母子に係る加算」 父母の一方若しくは両方が欠けているかまたはこれに準ずる状態にあるため、父母の他方または父母以外の者（祖父母・兄弟等）が児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者または 20 歳未満の障害者）を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。なお、母子加算世帯が同一世帯に複数ある場合はそれぞれにつき加算する。
- (13) 分納誓約 納期限未到来の家賃を毎月所定の納期限に支払うと同時に、滞納家賃を分割納付により支払うことを誓約すること。なお、滞納家賃が減免家賃である場合には、原則として分割納付することはできない。
- (14) 集中減免期 家賃決定した日から、当該家賃決定以後の最初の 3 月 31 日までの期間をいう。

（減額・減免申請の方法）

第 4 条 減額・減免の申請は、原則として窓口にて「神戸市営住宅家賃減額及び減免申請書」（様式第 1 号）に必要事項を記載し、当該申請書に入居者及び同居者の収入の額を証明する書類等を添付して行うこととする。なお、障害者手帳または療育手帳の交付を受けている場合は、あわせて障害者手帳または療育手帳を提示するものとする。

- 2 低所得者減免の申請をするためには、期限が到来した家賃をすべて納付していなければならない。ただし、分納誓約をし現に滞納家賃を定期的に納付し滞納家賃を減少させつつある者、または、減免申請と同時に分納誓約をし自主的に滞納家賃を納付しようとする意思が明らかに認められる者は、滞納があっても申請することができる。
- 3 低所得者減免申請時に滞納があり、当月中に一括納付するとの申し出があった場合には、当月中の領収日付の領収証書の提出を求めた上、申請を受け付けることができる。ただし、過去

に強制執行判決を受けた者または和解の経歴がある者等を除く。

- 4 第1項または第3項で提出を求めた書類に不足がある場合、「市営住宅家賃（減額・減免）申請の不足・不備書類の提出について」（様式第2号）に記載することにより期限を指定して不足書類の提出を求めることとする。
- 5 別表1（兼減免対象者（集中減免期））の条件を満たした場合には、収入申告と同時に低所得者減免申請を受け付けて、家賃決定と同時に低所得者減免を適用する。
- 6 兼減免対象者以外の者で家賃決定時に別表1（郵送減免対象者（集中減免期））の条件を満たした場合には、集中減免期の郵送による低所得者減免申請を受け付ける。
- 7 8月の申請書発行時点で別表1（郵送減免対象者（9月申請））の条件を満たした場合には、年度途中（9月）の郵送による低所得者減免申請を受け付ける。
- 8 1月に低所得者減免申請があり、翌年度の家賃階層が1階層である場合は、翌年度の減免申請を同時に受け付けたものとみなすことができる。

（申請期限）

第5条 家賃の減額・減免の受付は、原則として、減額・減免を開始する月の前月の初日（初日が神戸市の休日に関する条例第2条に定める休日に当たるときはその翌日）から末日（末日が神戸市の休日に関する条例第2条に定める休日に当たるときはその前日）までに申請を行った者に対して行うものとする。ただし、集中減免期については、家賃決定通知書発送後より減額・減免申請を受け付けることができる。

（減免期間）

第6条 減額期間は当該年度を越えない範囲で原則1年とする。ただし、低所得者減額の減額期間は、収入の額を証明する書類が直近6ヶ月分に満たない場合はそれより短い期間を設定することとする。

- 2 生保ゼロ免の免除期間は申請の翌月から1年間とする。
- 3 低所得者減免の減免期間は当該年度を越えない範囲で原則3ヶ月とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。
 - (1) 6ヶ月とする場合（次のアからエに掲げる場合で当該年度を越えない範囲）
 - ア. 世帯全員が障害者で無収入の場合
 - イ. 世帯全員が50歳以上で無収入の場合
 - ウ. 世帯全員の収入の額を証明する書類が直近4ヶ月以上6ヶ月未満そろっている場合
 - エ. アからウに類する場合
 - (2) 1年（次のアからエに掲げる場合で当該年度を越えない範囲）
 - ア. 世帯全員が65歳以上で年金収入のみの場合
 - イ. 世帯全員が障害年金受給者の場合
 - ウ. 世帯全員の収入の額を証明する書類が直近6ヶ月以上そろっている場合

エ. アからウに類する場合

- 4 低所得者減額及び低所得者減免の期間が満了し、引き続き減額・減免の事由が存在すると認められる場合、再度、収入の額を証明する書類を添付して申請し、減額・減免の更新をすることができる。

(減額・減免の開始及び終了)

第7条 低所得者減額及び低所得者減免の適用は、申請を受け付けた翌月から(集中減免期を除く。)とする。

- 2 生活保護廃止決定通知書の発行以後1ヶ月以内に申請があれば、生活保護廃止月の翌月(1日付けで廃止した場合は当月)から減免を適用できる。
- 3 すでに減免(経過減免を含む。)が適用されている世帯が、生活保護を受給することとなった場合には、生活保護受給申請日の属する月の翌月(1日付けで生活保護受給申請した場合は当月分)から1階層家賃に設定する。
- 4 退職後(または廃業後)、1ヶ月以内に申請があった場合には、退職月(または廃業月)を申請月とみなす。ただし、当該退職者(または廃業者)について、ほかに収入がある場合を除く。
- 5 減免申請と同時に、名義変更等の申請があった場合で、その後名義変更等の承認があれば、名義変更等の申請日の翌月から名義変更等の承認後の世帯構成にもとづいて減免を適用する。また、職権減額による場合も同様とする。

(収入認定)

第8条 低所得者減免を必要とすると認められる者の収入認定は、原則として直近1年間の年収により行う。ただし、減免の申請前1年間に継続的な収入を有しなかったと認められる場合は、申請時直近の収入状況から年間換算した推定年収額により算定する。

- 2 過去1年間において収入の方途を異にした場合は(就職先の変更を含む。)、以前の職業、就職先における収入は除き、新たな収入についてのみ年間換算し推定年収額を算定する。
- 3 低所得者減額の収入認定については、第1項の「年収」を条例第2条9号の「収入」に読み替えて適用する。
- 4 兼減免の収入認定は、当該家賃決定のための収入申告時に申告された収入状況(非課税収入を含む。)で認定する。なお、第2項の規定は、当該収入認定に準用する。
- 5 職権減額の収入は、家賃決定時の収入状況で認定する。
- 6 雇用保険の失業給付金を収入として認定する始期及び終期は、原則として認定日を基準とする。
- 7 医療特別手当、障害補償費及び遺族補償費について、収入認定しない金額は別表2で定める。
- 8 減額・減免の手続きに必要な収入の額を証明する書類は、おおむね別表3に掲げる書類を

いう。

(「認定額」基準)

第9条 条例第26条第2号または第3号により減免を行う場合、発生した支出額(規則第28条第2項にいう「認定額」)を総収入から差し引き、収入比率を算定することにより低所得者減免を適用することができる。

- 2 療養に要する費用とは、所得税法(昭和40年法律第33号)第73条の規定に準じて算定した額をいい、当該費用につき金額のわかる公的書類(所得証明書等)または医療費の明細書(様式第3号)及び医療費の領収書により認められた額とする。
- 3 災害により著しい損害を受けた場合の費用とは、その損害を受けた者が最低生活を維持するために必要な必需品を整えるために要する費用であり、当該費用につき領収書その他の確認しうる証明書類により認められた額とする。

(支出基準額)

第10条 規則第28条第2項の支出基準額は、別表4に掲げる額とする。

(別居扶養)

第11条 別居の扶養親族の収入は、規則第28条第2項にいう年収には含めない。なお、支出基準額については別居の扶養親族を世帯人数に含めて算定する。

(減額・減免承認)

第12条 減額・減免の申請があった場合は、当該申請にもとづき審査を行い、家賃額及び期間を決定し、承認書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。ただし、2項及び3項の場合には当該処理が完了しだい承認することとする。なお、承認は速やかに行われなければならない。承認が可能な状況となつてからおおむね2週間以内に行われなければならない。

- 2 第4条第4項により承認を保留した場合、再提出を要求した書類がすべて提出されれば、審査を行い承認する。なお、保留期限日より1ヶ月を経過すれば、原則として通知(様式第5号)により申請を却下する。なお、申請者の申し出により保留期限を延長できるが、申請日より1ヶ月以内とする。
- 3 減額・減免申請と同時に名義変更等の申請があった場合または名義変更等の手続きのみがあった場合で職権減額が必要な場合は、名義変更等の承認の完了を待って承認することとする。なお、名義変更等により減免率を変更する場合も同様とする。

(名義変更等による減免の見直し)

第13条 名義変更等により家賃決定以後年度途中で家賃階層が上昇する場合は、家賃階層の引き上げは行わない。

- 2 名義変更等により、家賃決定以後年度途中で減免率が変更する場合、減免率が下がる（または減免の取消となる）場合のみ、申請によらずに減免率を変更または減免取消をする。この場合、見直し開始月については職権減額と同様とする。

(近傍解除)

第 14 条 近傍解除は、当該決定家賃年度末までに申請があった場合に限り適用する。ただし、翌年度出納整理期間中（4月1日以降5月31日まで）については誓約書（様式第6号）を提出させた上、1回に限り遡及して適用できることとする。

- 2 家賃滞納のある入居者にかかる近傍解除は前項を適用する。ただし、強制執行判決後の入居者については、滞納家賃を一括納付しなければならない。
- 3 家賃滞納のある退去者は、近傍解除を遡及適用することはできない。ただし、強制執行判決前の退去者でかつ当該年度末までに申請があった場合に限り適用する。

(附帯施設の取扱い)

第 15 条 施行規則第 28 条第 2 項及び第 3 項に規定する附帯施設には、店舗付住宅の店舗部分を含むものとする。なお、店舗付住宅の家賃額については、住宅部分と店舗部分の家賃額をそれぞれ算出し、合算するものとする。

- 2 規則第 28 条第 2 項の附帯施設にかかる減免は、名義人の年収及び名義人または世帯全員の支出基準額を用いて算出する。

(承認の取消)

第 16 条 事実と異なる申請により減額または減免を受けていることが明らかになった場合は、承認を取り消し、その結果を取消通知書（様式第7号）により通知するとともに、当該減額・減免適用開始月に遡り正規の家賃を徴収する。なお、取消事由発覚後に受け付けた申請については却下する。

- 2 減額・減免取消により発生した家賃にかかる延滞金は、申請者の責めに帰すべき事由がない場合に限り徴収しないことができる。

(端数処理)

第 17 条 減免後の家賃の額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を 100 円に切り上げる。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、家賃の減額・減免に関する必要な事項は住宅都市局長が定める。

附則

1. この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
2. 「神戸市営住宅家賃の減免事務取扱要領」（平成 18 年 9 月 1 日適用）は廃止する。
3. この要領の施行日前に減額・減免の申請がなされた場合の基準については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1. この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (4条関係)

減免申請の方法	条 件
兼減免対象者 (集中減免期)	<p>下記(1)の条件を満たした場合には、収入申告と同時に低所得者減免を受け付けて、下記(2)の条件を満たした場合には、家賃決定と同時に低所得者減免を適用する。</p> <p>(1) 決定家賃年度にかかる収入申告発行時にアからウの条件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生活保護世帯でない。 イ 決定家賃年度の前年度3月が減免対象となっている。 ウ 障害者控除対象者が入居しており、障害者を除く入居者が1名以下(19歳未満および62歳以上除く。)または世帯全員が62歳以上(障害者および19歳未満除く。)ただし別居扶養者を除く。 <p>(2) 家賃決定時にアからカの条件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生活保護世帯でない。 イ 決定家賃年度の前年度3月が減免対象となっている。 ウ 障害者控除対象者が入居しており、障害者を除く入居者が1名以下(19歳未満および62歳以上除く。)または世帯全員が62歳以上(障害者および19歳未満除く。)ただし別居扶養者を除く。 エ 収入比率が100%未満である。 オ 3ヶ月以上の滞納をしていない。 カ 収入申告兼減免申請が不備なく提出されている。
郵送減免対象者 (集中減免期)	<p>兼減免対象者以外の者で家賃決定時に下記の条件を満たした場合に、集中減免期の郵送による減免申請を受け付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護世帯でない。 (2) 決定家賃年度の前年度3月が減免対象となっている。 (3) 下記アイのいずれかに該当する世帯(別居扶養者除く。) <ul style="list-style-type: none"> ア 障害者控除対象者が入居しており、障害者を除く入居者が1名以下(19歳未満および60歳以上除く。) イ 世帯全員が60歳以上(障害者および19歳未満除く。) (4) 決定家賃が1階層である。 (5) 収入申告が不備なく提出されている。
郵送減免対象者 (9月申請)	<p>8月の申請書発行時点で下記の条件を満たした場合に、年度途中の郵送による減免申請を受け付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護世帯でない。 (2) 決定家賃年度の9月家賃が減免されており、10月家賃が減免されていない。 (3) 下記アイのいずれかに該当する世帯(別居扶養者除く。) <ul style="list-style-type: none"> ア 障害者控除対象者が入居しており、障害者を除く入居者が1名以下(19歳未満除く。) イ 世帯全員が60歳以上

別表2 (8条関係)

手 当	受給額から除外する金額
医療特別手当	36,550円
障害補償費1級	34,260円
障害補償費2級	17,120円
障害補償費3級	10,290円
遺族補償費	34,260円

1. 収入の額を証明する書類

区 分	証 明 書 類 の 例
給与所得者 (アルバイト・パート収入を含む)	(1)決定家賃年度の所得証明書(前年1月2日以降に勤め先が変わっていない場合) (2)決定家賃年度の前年の源泉徴収票(集中減免期を除き中途就退職がない場合に限る。) (3)直近の給与支払証明書(会社印があるもの)または給与および賞与(寸志)の明細(会社印があるもの) なお、(2)(3)の場合で、決定家賃年度の前年1月2日以降に勤め先が変わった場合は、以前の勤め先の退職を証明できる書類(雇用保険受給者証または退職証明書等)をあわせて提出しなければならない。
事業所得者 (自営業・保険外交員等を含む)	(1)決定家賃年度の所得証明書(前年1月2日以降に勤め先が変わっていない場合) (2)決定家賃年度の前年の所得税確定申告書控または決定家賃年度の市県民税申告控で受付印のあるもの(ただし、決定家賃年度の所得証明書が発行可能となるまで) (3)直近の事業所得の収支明細書
年金受給者	(1)決定家賃年度の前年の公的年金源泉徴収票 (2)直近の年金改定通知書・振込通知書等 なお、遺族年金・障害年金・年金基金・恩給等についても提出しなければならない。
失業中(求職中)の者	雇用保険失業給付受給中または受給終了の場合には雇用保険受給資格者証 雇用保険に加入していなかった場合には退職を証明できる書類(退職証明書等)
病気・けが療養中の者	傷病手当・労災補償保険金を受給中の場合には支給決定通知書 休職中の場合には給与不支給・減給が確認できる書類
公的給付を受けている者	児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害者手当等の給付金額を証明できる書類
18歳以上で無職・無収入の者	(1)決定家賃年度の所得証明書 (2)決定家賃年度の市県民税申告控で受付印のあるもの(ただし決定家賃年度の所得証明書が発行可能となるまで) (3)親族等の扶養に入っている場合、それが確認できる書類(扶養者の所得証明書、源泉徴収票または確定申告書控若しくは市県民税申告控で受付印のあるもの)。 なお学生の場合は、学生証または在学証明書もあわせて提出しなければならない。

- ・複数の区分に該当する場合は、該当するすべての必要書類
- ・生活保護廃止に伴い減免申請する場合は併せて生活保護廃止通知書が必要

2. その他

減額・減免の種類	必要書類
低所得者減額	別表 3-1 証明書類のうち、条例第 2 条第 9 号にいう収入の証明書類
再認定	(1) 決定家賃年度の所得証明書 (前年 1 月 2 日以降に勤め先が変わっていない場合) (2) 決定家賃年度の前年の源泉徴収票 (3) 決定家賃年度の前年の所得税確定申告書控で受付印のあるもの (ただし、決定家賃年度の所得証明書が発行可能となるまで)
近傍解除	決定家賃年度の前年度の所得証明書
生保減免	住宅扶助認定額が記載された保護変更決定通知書
生保ゼロ免	保護変更決定通知書

別表4 (10条関係)

A 個人の生活費 (個人ごとに、年齢に応じて算出)

※ 個人の生活費・・・世帯人数分を合算

年齢(1月1日現在)	個人生活費(年額:円)
0歳～2歳	250,800
3歳～5歳	316,200
6歳～11歳	408,840
12歳～19歳	504,960
20歳～40歳	483,240
41歳～59歳	458,160
60歳～69歳	433,200
70歳～	388,080

世帯人数が4人の場合 : 合算額×0.95

世帯人数が5人以上の場合 : 合算額×0.9

B 世帯の生活費 (世帯ごとに、世帯人数に応じて算出)

※ 世帯生活費(年額) + 冬季加算(年額)

世帯人数	世帯生活費	冬季加算	計(年額:円)
1人	521,160	15,450	536,610
2人	576,840	20,000	596,840
3人	639,480	23,850	663,330
4人	661,920	27,050	688,970
以降1人増毎	+5,280	+1,000	+6,280

C 教育扶助費 (個人ごとに、年齢に応じて算出)

区 分	扶助額(年額:円)
小学生(4月1日現在 6～11歳)1人につき	110,520
中学生(4月1日現在 12～14歳)1人につき	118,680
高校生(4月1日現在 15～17歳)1人につき	144,120

D 障害者加算 (個人ごとに、障害の程度に応じて算出)

区 分	加算額(年額:円)
身体障害者1級・2級等	322,200
身体障害者3級・4級等	214,680

E 母子加算

(父母の一方もしくは両方がかけている、またはこれに準ずる世帯での児童数に応じて算出)

区 分	加算額(年額:円)
児童1人	279,120
児童2人	301,200
児童3人以上	301,200+11,280×(児童数-2)

F 児童養育加算 (4月1日現在で14歳以下の児童がいる場合に算出)

区 分	年 齢	加算額(年額:円)
第1子および第2子	3歳未満	180,000
	3歳以上～中学校終了前	120,000
第3子以降	小学校終了前	180,000
	中学生	120,000

G 割増 (A～Fの総額に1.2を乗じて算出)

$$(A + B + C + D + E + F) \times 1.2 = G$$

※ 養育者がD・E両方に該当する場合、いずれか高い加算額(同額の場合にはいずれか一方の加算額)を加算する。

H 住居費 (当該住宅の1階層家賃・・・住居外家賃は含めない)

$$[\text{家賃額} \times 12 = H]$$

$$[\text{支出基準額} = G + H]$$

※ 10円未満の端数は切り上げ

神戸市営住宅家賃減額及び減免申請書

神戸市長あて

市営住宅管理センター処理欄

申請日	平成 年 月 日
住所	
申請者氏名	(印)
名義人氏名	
電話番号 (-)	

	減 額	減免(承認番号)
当 年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
翌 年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保 留 処 理 欄	<input type="checkbox"/> 書類	済 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 領収	済 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 同居者異動	済 <input type="checkbox"/>

下記のとおり家賃の減額及び減免を受けたいので申請します。なお、この申請書の内容が事実と相違するときは、神戸市営住宅家賃の減免事務取扱要領の規定に基づき、減免の決定を取り消され、既に減免された家賃および延滞金を納付することに異議はありません。

	氏 名	続柄	年齢	収入の有無	勤務先または学校名
	同 居 者 の 状 況	(フリガナ)			有 (年収 円) ・ 無
(フリガナ)				有 (年収 円) ・ 無	
(フリガナ)				有 (年収 円) ・ 無	
(フリガナ)				有 (年収 円) ・ 無	
(フリガナ)				有 (年収 円) ・ 無	
(フリガナ)				有 (年収 円) ・ 無	
別 居 扶 養 者	(フリガナ)			有 (年収 円) ・ 無	
	(フリガナ)			有 (年収 円) ・ 無	
申 請 理 由					

住宅				棟			部屋			枝番	

平成 年 月 日

様

市営住宅家賃(減額・減免)申請の不足・不備書類の提出について

月 日() (消印有効)までに、下記の書類をこの書類とあわせて
郵送又は持参してください。期限までに書類の提出がなければ申請は却下します。

必要書類 (送付いただいた書類の内容によっては、再度別の書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。)

	書 類 名 称	同居者名				
			様	様	様	様
①	・市県民税 所得証明書 [平成 年度(年中の所得)]					
	・源泉徴収票(給与所得)[平成 年中の所得]					
②	・給与明細[月分]及びボーナスの明細(会社印のあるもの)					
	・給与支払証明書(会社印のあるもの)					
	・年金改定通知書 (はがき) ・年金振込通知書 (はがき)					
③	・源泉徴収票(年金) [平成 年分]					
	・年金証書 ・年金見込額が確認できる書類					
	・年金基金 振込通知書等 (はがき)					
④	・事業収支明細書					
⑤	・日雇い賃金報告書					
⑥	・退職証明書(会社印のあるもの)					
⑦	・雇用保険受給資格者証 ※コピー可(全ての面)					
⑧	・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書					
⑨	・傷病手当支給決定通知書 ・労災補償保険金振込通知書等					
⑩	・障害者手帳 ・療育手帳					
⑪	・学生証 ・在学証明書					
⑫	・所得税確定申告書(控え) [平成 年度(年中の所得)]					
	・市県民税申告書(控え) [平成 年度(年中の所得)]					
⑬	・家賃領収書[月分] 延滞金領収書[月分]					
⑭						

※ 提出期限までに書類が用意出来ない場合は、事前に下記までご相談ください。

※ 書類提出後1ヶ月以上経過しても家賃に関する通知等がない場合は、お手数ですが下記までお問い合わせください。

【連絡先】
神戸市営住宅〇〇管理センター
TEL:

(神戸市営住宅 管理センター提出用)

平成 年分 医療費の明細書

市営 _____ 住宅 _____ 棟 _____ 室

氏名(名義人) _____

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち保険金などで補てんされる金額
			治療内容・医薬品目など	支払額	
合 計				A	B

↑
ここから上だけを記入してください。

【控除額の計算】

支払った医療費 A ←

保険などで補てんされる金額 B ←

A-B C

所得金額の合計額 D

$D \times 0.05$ E

100,000円とEのいずれか少ない方の金額 F

G-F (最高200万円) 医療費控除額

※ 税務署・市税事務所において、所得税の確定申告・市県民税の申告を要しない方のみ提出をお願いします。

交付神都住管第 号
平成 年 月 日

〇〇〇-〇〇〇〇
神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番
市営〇〇〇〇〇住宅
〇号棟 〇階〇号室

〇〇 〇〇 様
(〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇)

神戸市長

久元 喜造



神戸市営住宅家賃減免承認書

申請のあった家賃の減免については、下記のとおり承認します。

- 減免期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
- 減免前の家賃 円 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)
- 減免後の家賃 平成 年 月 ~ 平成 年 月
減免率 %
月額 円
付加料金 円
合計 円
- 注意事項

(問い合わせ先)

神戸市営住宅〇〇管理センター
電話：(078-〇〇〇-〇〇〇〇)

交付神都住管第 号
平成 年 月 日

〇〇〇-〇〇〇〇
神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番
市営〇〇〇〇〇住宅
〇号棟 〇階〇号室

〇〇 〇〇 様
(〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇)

神戸市長

久元 喜造



神戸市営住宅家賃減額承認書

申請のあった家賃の減額については、下記のとおり承認します。

- 減額期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
- 減額前の家賃 円 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)
- 減額後の家賃 平成 年 月 ~ 平成 年 月
月 額 円
付加料金 円
合 計 円
- 注意事項

(問い合わせ先)

神戸市営住宅〇〇管理センター

電話：(078-〇〇〇-〇〇〇〇)

平成 年 月 日

〇〇〇-〇〇〇〇
神戸市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇丁目〇
市営〇〇〇〇住宅
〇号室〇階〇号室

〇〇 〇〇 様
(〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇)

神戸市営住宅〇〇管理センター

市営住宅家賃 減額・減免申請の却下について

平成 年 月 日に申請いただいた市営住宅家賃 減額・減免申請について、不足・不備書類等があったため、「市営住宅家賃（減額・減免）申請の不足・不備書類の提出について」にて平成 年 月 日までに提出していただくようご案内しました。

しかし、提出期限までに不足・不備書類等の提出がなく審査を実施することができなかつたため、受け付けた申請を却下します。

家賃の見直しを希望される場合は、必要書類をご持参の上、改めて窓口で申請手続きを行ってください。なお、申請時の状況によっては、前回申請いただいた時と異なる書類の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。

【ご注意】

減額・減免家賃は、申請日の翌月から適用されます。

(問い合わせ先)

神戸市営住宅〇〇管理センター

電話：(078-〇〇〇-〇〇〇〇)

神戸市長 久元 喜造 あて

誓 約 書

私は、公営住宅法または神戸市営住宅条例に定められた収入申告を、平成 年度中に行うことを怠り、本日申告を行いました。

今後は、必ず当該年度の定められた提出期限内に申告を行うことを誓約しますので、 年4月に遡って、近傍同種家賃から本来家賃に見直していただきますようお願いいたします。

なお今後、この誓約に反して当該年度中に申告することを怠り、翌年度に申告をした場合、当該年度当初に遡って近傍同種家賃から本来家賃への見直しがされないとしても異議申し立てをいたしません。

平成 年 月 日

住 所：

氏 名：

⑩

交付神都住管第 号
平成 年 月 日

〇〇〇-〇〇〇〇
神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番
市営〇〇〇〇〇住宅
〇号棟 〇階〇号室

〇〇 〇〇 様
(〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇)

神戸市長 久元 喜造



神戸市営住宅家賃 減免承認取消通知書

平成〇年〇月〇日付けで承認した下記の家賃減免は、申請内容に相違が認められたので、取り消します。なお、本件にかかる異議、申し立て等は、下記まで申し出てください。

記

1. 当初減免承認期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
2. 当初減免後家賃額 円 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)
3. 減免取消期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
4. 減免取消後家賃
月 額 円
付加料金 円
合 計 円
5. 申請相違内容

(問い合わせ先)

神戸市営住宅〇〇管理センター
TEL (078)-〇〇〇-〇〇〇〇

交付神都住管第 号
平成 年 月 日

〇〇〇-〇〇〇〇
神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番
市営〇〇〇〇〇住宅
〇号棟 〇階〇号室
〇〇 〇〇 様
(〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇)

神戸市長 久元 喜造



神戸市営住宅家賃 減額承認取消通知書

平成〇年〇月〇日付けで承認した下記の家賃減額は、申請内容に相違が認められたので、取り消します。なお、本件にかかる異議、申し立て等は、下記まで申し出てください。

記

1. 当初減額承認期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
2. 当初減額後家賃額 円 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)
3. 減額取消期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
4. 減額取消後家賃
月 額 円
付加料金 円
合 計 円
5. 申請相違内容

(問い合わせ先)

神戸市営住宅〇〇管理センター

TEL (078)-〇〇〇-〇〇〇〇